

自分で考えることのできる消費者の育成を！

～生き抜く力を育てる消費者教育と再生カウンセリングこそ重要～

NPO 法人女性自立の会 有田宏美

1. はじめに

法律の規制が必要な人（貸してはいけない人）は確かに存在する。

しかし、法律による国民一律の規制は、自分たちで判断できる人たちまでも巻き込み、健全な消費者の「考える能力」「判断する能力」を奪いかねない。

2. 改正貸金業法について

完全施行により「多重債務者を生まない社会」は実現するのか！？

①上限金利規制について

1) 当会の相談者へのアンケート調査によると、「初めてカードを作ったきっかけ」は、回答者の80%以上が、買い物を目的としたクレジットカードであった。

月々の買い物の返済が収入の中より捻出できなくなると、これまで買い物に利用していた手持ちの（銀行・デパート・信販）カードのキャッシング枠から借りて返済にあてるようになった。

やがて手持ちのカードの借入枠が無くなると、新たにカードを作成したり、消費者金融へ借りに行くようになった。（最初から消費者金融に借りに行った人は回答者の僅か3%であった）

2) 住宅ローンを返済するため、一時しのぎのつもりで手持ちの（銀行、デパート、信販）クレジットカードより借り入れて補うようになった。

☆法的な解決（任意整理、特定調停、個人再生手続き）で無利息になったとしても返せない人がいる。



高利が多重債務者を生むのではなく、低利の段階で多重、過重債務に陥っている。

利息を引き下げても多重債務問題の解決にはならない。

②総量規制について

- 1) 総量規制は周知されていない。(自分にどのように関わるのか理解できていない)
- 2) 相談場所、解決の方法を知らない人の貸付枠をいきなり制限することは、追い込んでしまうことにもなりかねない。



まず相談場所の告知と多重債務者の声を聴く姿勢・体制を！
規制では解決できない心の問題がある。

3. 多重債務問題の解決について

【相談者の心理】

- ①借りたものは返していかなければならない。
- ②「借りられなくなったから相談に行く」ではなく、「借りられなくなったから貸してもらえるところを探す」
- ③利息が下がることは好ましいが、借りられなくなることは困る。
- ④債務を抱えていることを誰にも知られたくない。
- ⑤自己破産だけはしたくない、人生の落伍者にはなりたくない。

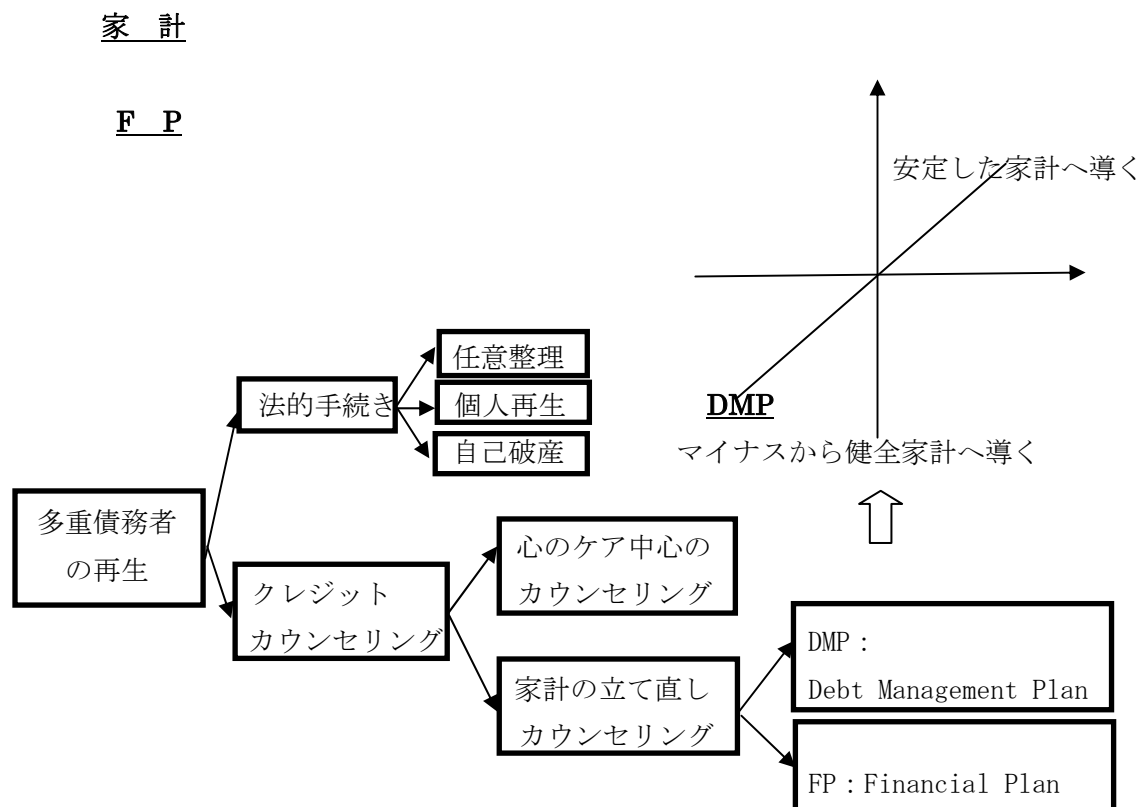
【相談現場の現状】

- ①誰にも相談できず、一人で問題を抱えている人が多い。
- ②情報を必要としている人のところに、必要な情報（相談場所、解決方法など）が届いていない。
- ③間違った知識の思い込みにより、状況を悪化させてしまう人が多い。
- ④正しい情報を知らない人にとっては、「落とし穴」だらけの社会
- ⑤相談者が求めているのは、心の内を聴いてもらえる（受け止めてもらえる）「人」と「場所」
- ⑥滞ることなく返済してきたのに、いきなり借りられなくなり返済ができなくなることにより、身内に知られてしまうことへの不安と困惑がおきている。

【望ましい方向性】

- ①正しい情報提供のために、行政・マスコミ・貸金業者・法曹界・国を挙げて、相談窓口の情報提供、解決の方法があることを告知する。「借りられなくなった＝相談に行く」という図式を成立させる。
- ②法律の一律規制ではなく、貸し手はカード発行時の説明責任を果たし、多重債務の状態、あるいは急激な債務増加がみられる人には、積極的に相談窓口を告知する。

- ③多重債務問題の未然予防「入り口の教育」
幼い頃からの金銭管理教育、消費者教育。
- ④多重債務問題の再発防止「出口の教育」
同じ事を繰り返すことのないように導く「再生のためのカウンセリング体制」を構築する。



図「多重債務者の再生に必要な要素」

4. おわりに

「貸さぬ親切」を押しつけるのではなく、「貸す責任」と「借りる責任」、それぞれが責任を認識し、果たせるような健全な社会を目指した教育こそが必要である。

多重債務問題解決のキーワードは「告知」「教育」「自立」

5. 資料1：総量規制についての問い合わせの例

夫に内緒の債務があります。生活が苦しく、私（専業主婦）が働いていた頃に作ったカードで、生活費の不足を補ってきました。夫に知られたいくない一心でこれまで返済を続けてきましたが、私に債務があることで今後、借金の無い夫までもカード枠を制限されるのでしょうか？

夫に内緒の借金があります。貸付を止められたら返済ができなくなり、借金のことが夫に知られてしまいます。そうなったら私（専業主婦）は生きてはいけません。夫に知られないようにするためにはどうすればよいのでしょうか？

私には私名義のカード以外に、夫の家族カードにも債務があります。夫はそのことを知りません。（買い物でカードを利用していることは知っているが、買い物の残債と借り入れ金額は知らない）今後、夫婦の単位で借り入れが制限されると新聞に書いてありましたが、夫は借金は一切無い人なので、私のせいで夫の借り入れを制限された場合、几帳面な夫が不審に思い自分の信用情報を調べると思えます。その場合、私の情報も同時に見ることができるのでしょうか？

それとも私の情報は、私の了解がなければ見ることはできないと考えていて良いのでしょうか？

実母に債務があり、兄夫婦と同居しています。（住民票上も同じ世帯）

実母には、同居家族に内緒の債務があります。今後実母が自己破産の手続きをした場合、実父、あるいは兄夫婦の借り入れに影響はあるのでしょうか？

あるいは、このまま自転車操業を続けて実母に債務が存在する場合、同居している家族の今後の借り入れに影響があるのでしょうか？また実母の債務は家族に知られてしまうのでしょうか？

先日、実母に総量規制のことを話して、借金のことを家族に打ち明けた方が良いと勧めたところ、「知られるくらいなら死んだ方がいい」と言いだしました。

（相談者は、総量規制の内容を詳しく知らないのに、中途半端に話したことが、母の不安をあおってしまった、本当に自殺してしまったらどうしようと自分を責めている）

銀行からの借り入れは貸付制限の対象にならないとインターネットで見ましたが、それは本当でしょうか？

私は現在、銀行から300万円の債務があります。後は買い物枠で少しあります。この場合は、銀行の債務は無いものと考えて貸付枠は計算されるのでしょうか？

「年収の3分の1」とは、何が基準になっているのでしょうか？

夫にどの辺りまで、私の情報が見られてしまうのでしょうか？

例えば、どこそこの貸金業者、カード会社にいくら債務があるまでわかってしまうのでしょうか？、あるいは、どこそこのカードで何を買って、いくら債務があると細かく知られてしまうのか？（夫に内緒のエステクレジットあり）

現在、私はリボ払いで使っている買い物分（デパート系カード数枚）がありますが、今、持っているカードの借入枠、ショッピング枠を合わせると、私の年収を軽く超えています。

買い物の場合は、今後も持っているカードの枠の範囲までは今まで通り使えるのでしょうか？

それとも今後、支払いを一度も滞納していなくても年収の3分の1を超えた時点でストップがかかってしまうのでしょうか？

持っているカード全体で3分の1となるのなら、何処の分の借入枠から減らしていくという規定はあるのでしょうか？

どういうふうを考えておけば良いのかよくわからないので教えて下さい。

私（専業主婦）に債務があります。このまま何もしないと、私の債務が夫の借入枠に影響しますか？あるいは私が自己破産をして、私の債務がゼロになれば夫の借入枠は、夫の年収3分の1となるのでしょうか？

夫に私が自己破産したことはばれませんか？絶対に夫には知られたくないのです。

私には年収の3分の1を超える債務があります。夫はガソリン代や買い物の際にカードを使用する程度（債務があるかどうかは不明）ですが、私に債務があることは、夫に影響しますか？

夫が信販会社に勤めており、夫には内緒で貸金業者より債務があります。

今後、貸金とクレジットの情報を同時に見ることができるようになることで、夫が妻の了解を得ずとも職業上、妻の情報を見ようと思えば見ることができるようになるのでしょうか？

もし今、両親に債務のことを話して支援して貰い債務を完済した場合、今の債務を完済したという事実（貸金業者から借入があったという事実）は残らないのでしょうか？

6. 資料2：中日新聞「貸金業法 完全施行へ」を読んで 問い合わせの例

返済ができなくて困っています。どこか貸してもらえると、借りやすいところを教えてください。

私は一年前に職場を解雇され無職でしたので、生活費の不足を手持ちのカードから借入で凌いできました。この間一度も返済を滞ったことはありませんでした。今回、やっと再就職先が決まったのでこれから頑張って返済していこうとした矢先に、債権者からの収入証明提出の書類が届きました。昨年は無職だったので、総量規制により借入もできなくなってしまいます。これから頑張って返していくつもりでしたが、どうして一度も滞ったことのない私が貸付をストップされなければならないのですか？

過払いの件で、現在司法書士に相談しています。3ヶ月間も何も連絡がないので、先日こちらから途中経過を尋ねる電話をかけたところ、途中経過を教えていただけただけでなく、「嫌ならおいてもいいんですよ」と言われ、恐くてそれ以上は何も聞けなくなりました。こんな場合、どこに相談すれば良いのでしょうか？

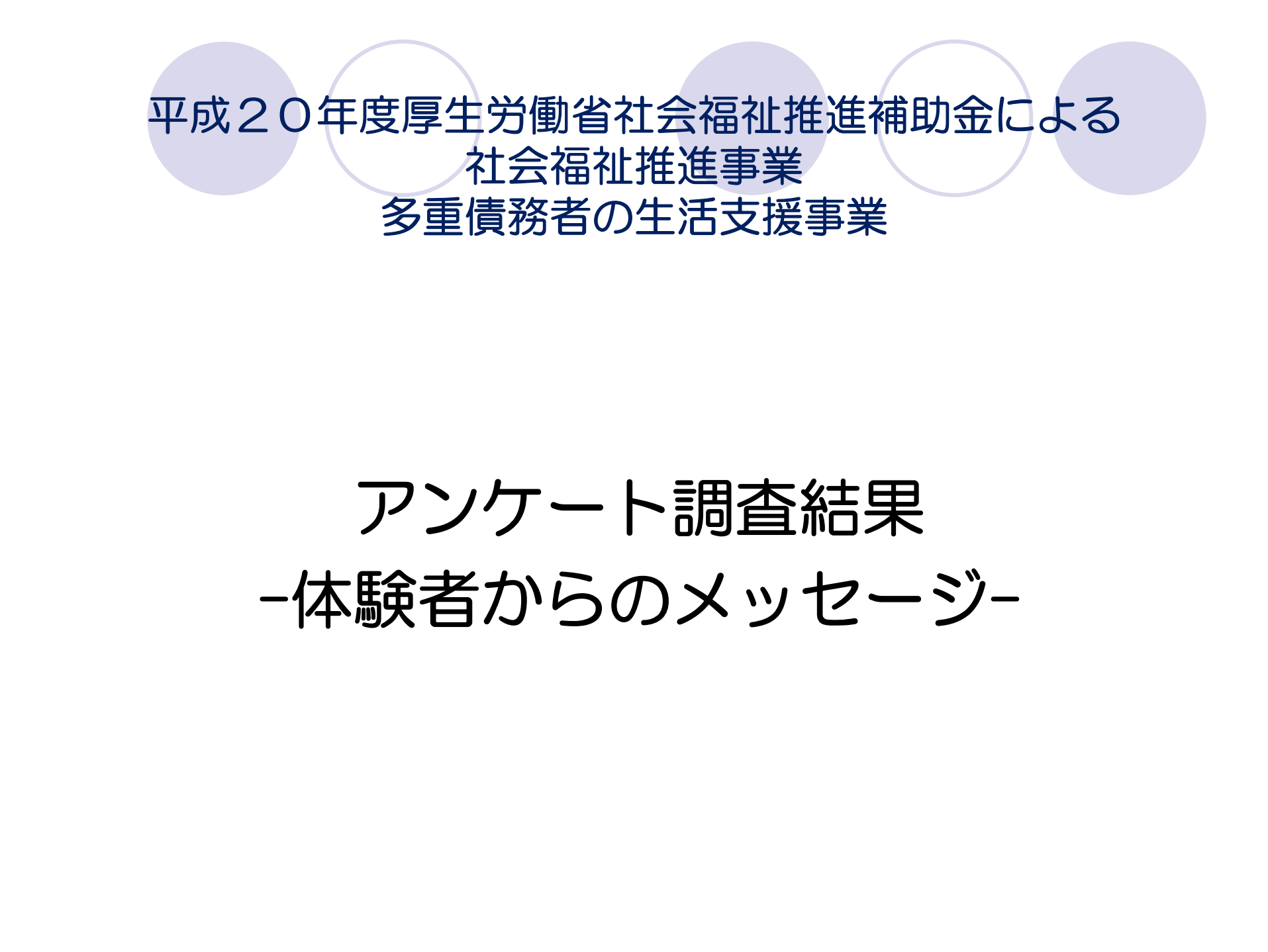
専業主婦です。夫に債務のことをどうしても相談できません。今後一切、借入をしない場合でも、収入証明書と一緒に同意書を提出しなければならないのでしょうか？

夫に無断で夫名義のカードで借入を繰り返してきました。先日、夫に内緒で夫の収入証明を郵送しましたが、すでに2社が「貸付ストップ」になっています。夫にはどうしても打ち明けられません。どうすれば良いのでしょうか？

もうどこも貸してはくれなかったのですが、以前自宅に届いていた葉書のところに電話をしてみたところ、とても優しくに対応してくれました。初めは私の苦しい状況を聞いてくれたから安心して借りたのですが、返済ができなくなると途端に、豹変して暴力的な言葉で取り立てが続いています。

夫に内緒の借金があります。夫はお金に厳しい人で、同意書など得られません。そんな人はどうすればいいのですか？

収入証明を返送しなければ、自宅や職場に確認の連絡が来ますか？



平成20年度厚生労働省社会福祉推進補助金による
社会福祉推進事業
多重債務者の生活支援事業

アンケート調査結果
-体験者からのメッセージ-

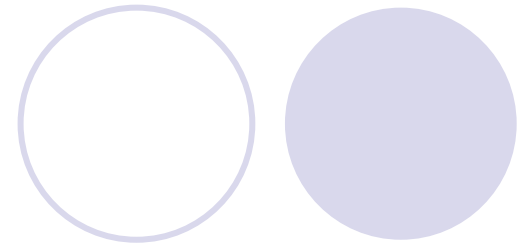
債務者のニーズ調査の目的

- カードを利用する（借金をする）きっかけはどこにあるのか？
- 相談できないことが状況を悪化させているケースが多いが、その原因がどこにあるのか？
- 多重債務者が相談する先に求めているものはなにか？

債務者のニーズ調査

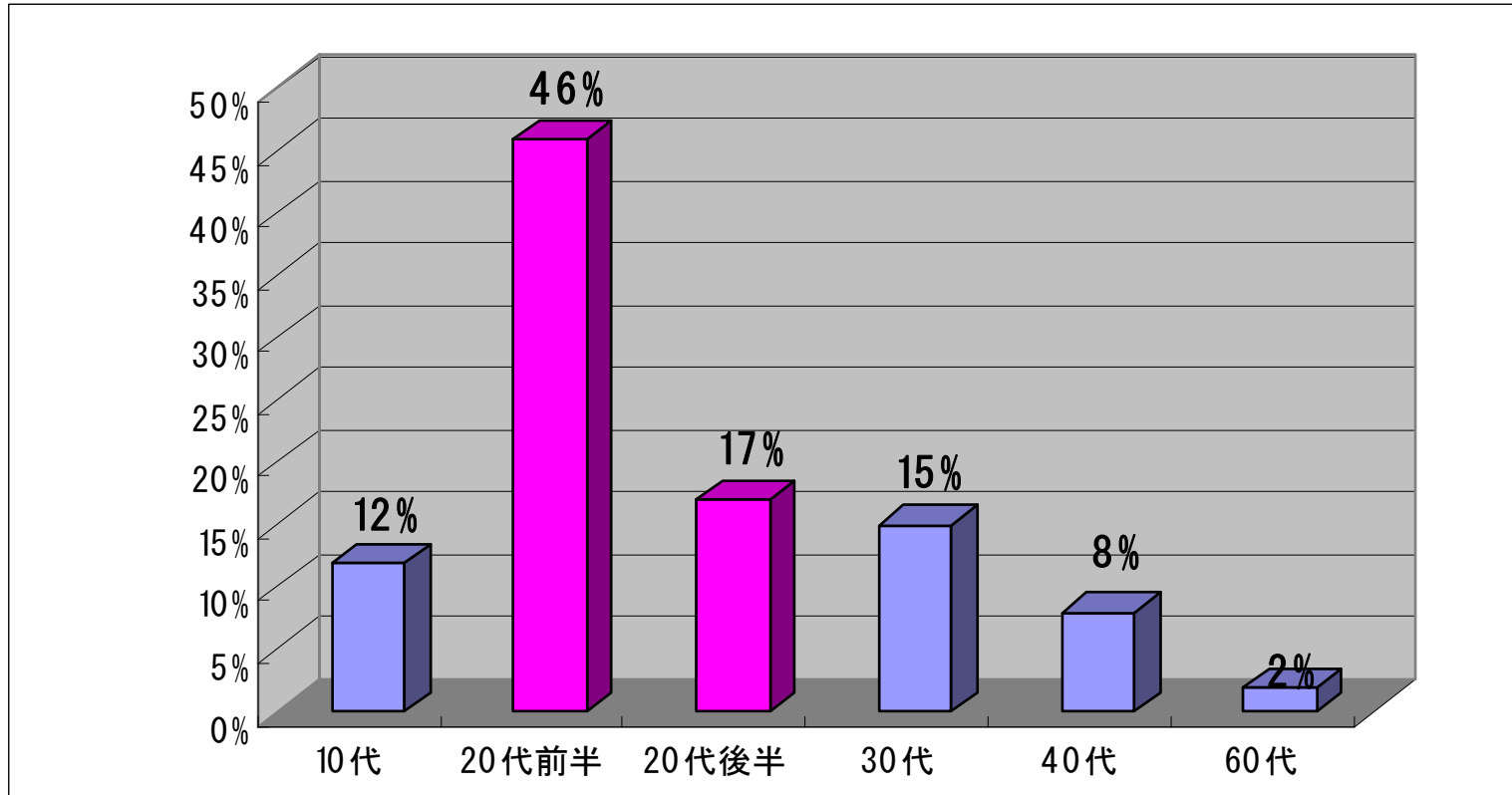
- 調査期間：平成20年11月1日～平成20年11月30日
- 調査対象者：NPO法人女性自立の会 相談者
- アンケート送付数：122通
- アンケート回答数：100通

アンケート回答者

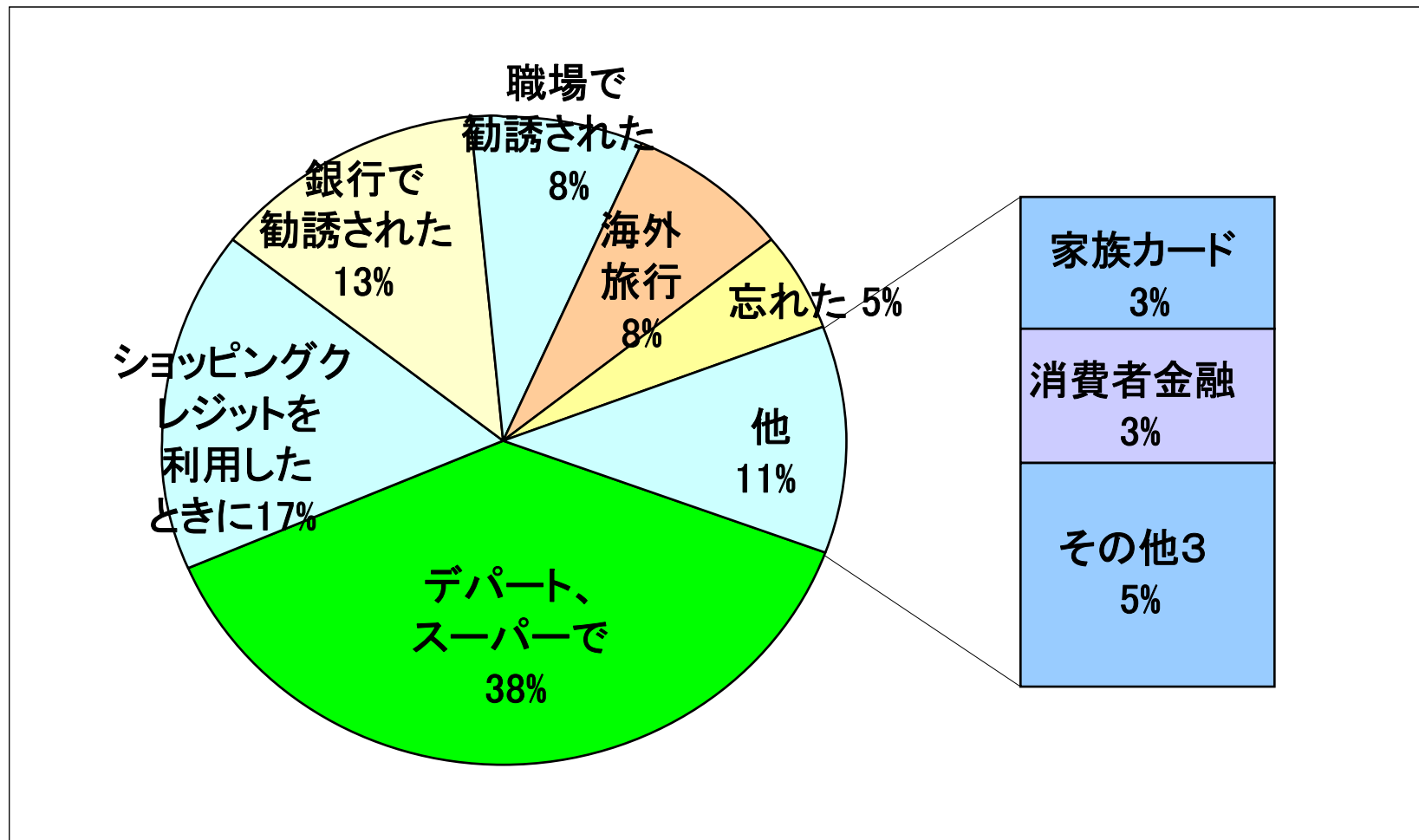


- 回答者100名の内訳：女性82名 男性18名
- 回答者平均年齢： 42.0才
- 回答者平均月収：相談前19.3万円 相談後20.6万円
- 回答者学歴：高等学校中退4% 高等学校卒業47%
専門学校・短学・大学卒業46%
大学院卒業3%

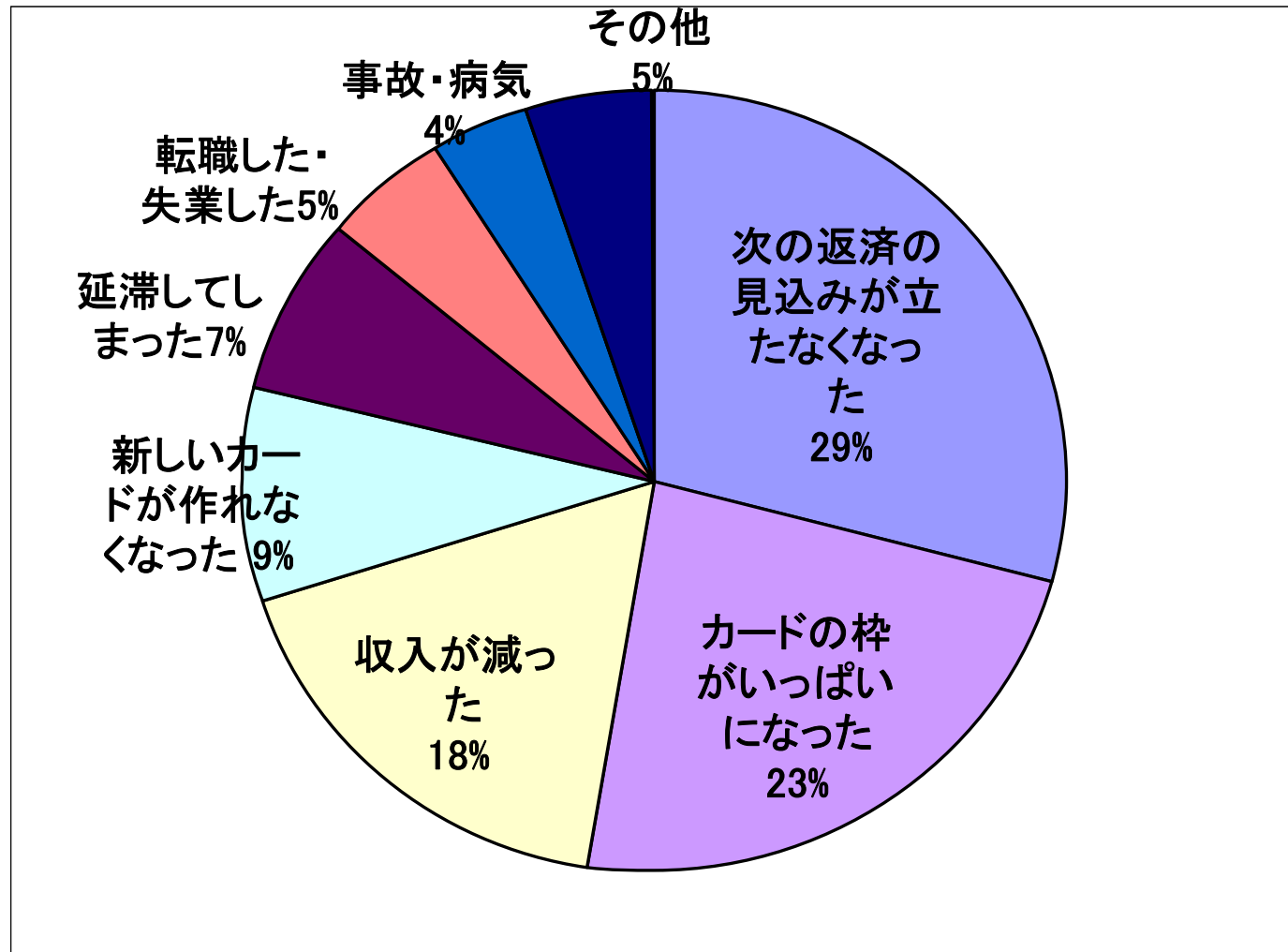
問1. 初めてカードを作った時の年齢は？



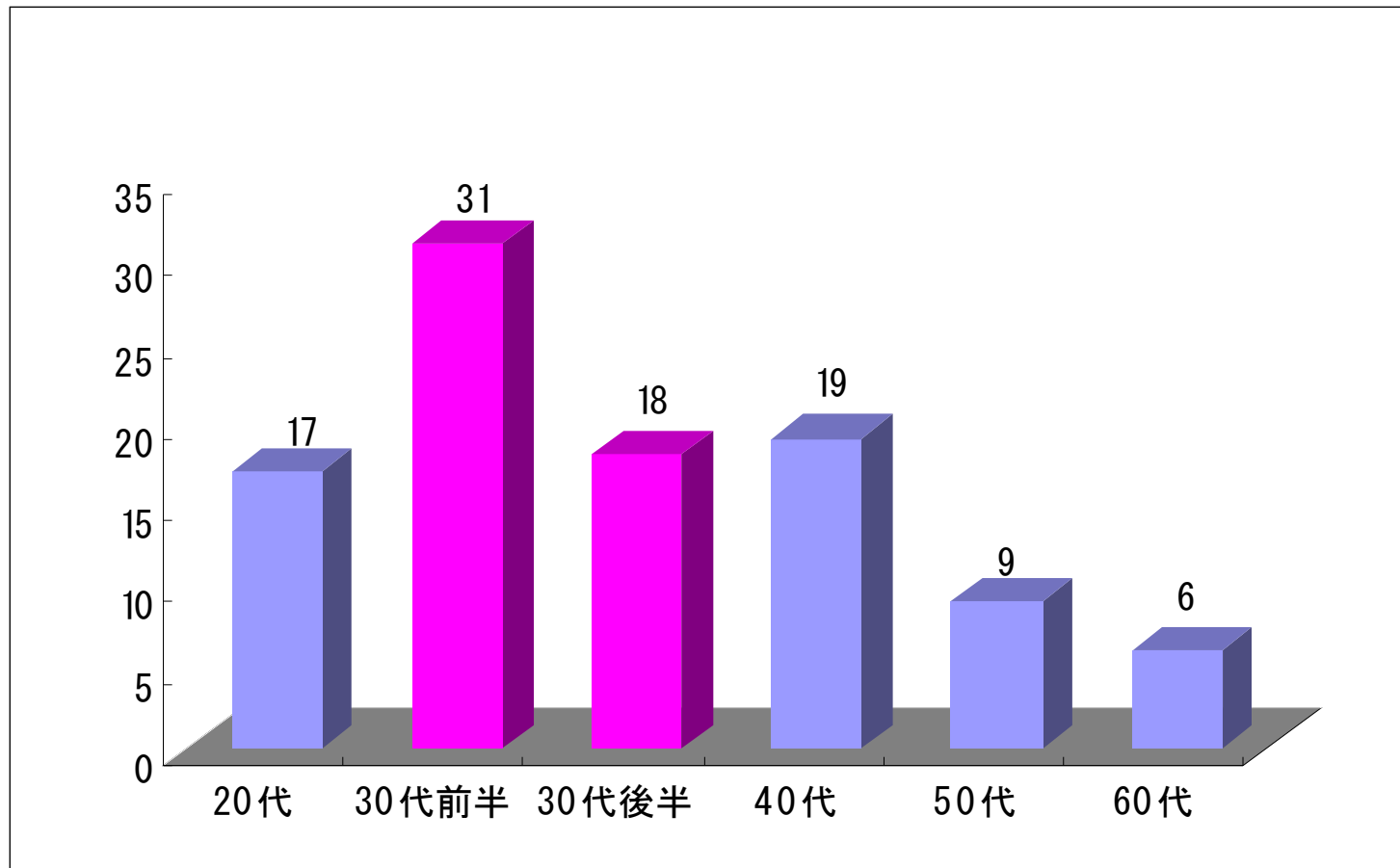
問2. 初めてカードを作ったきっかけは？



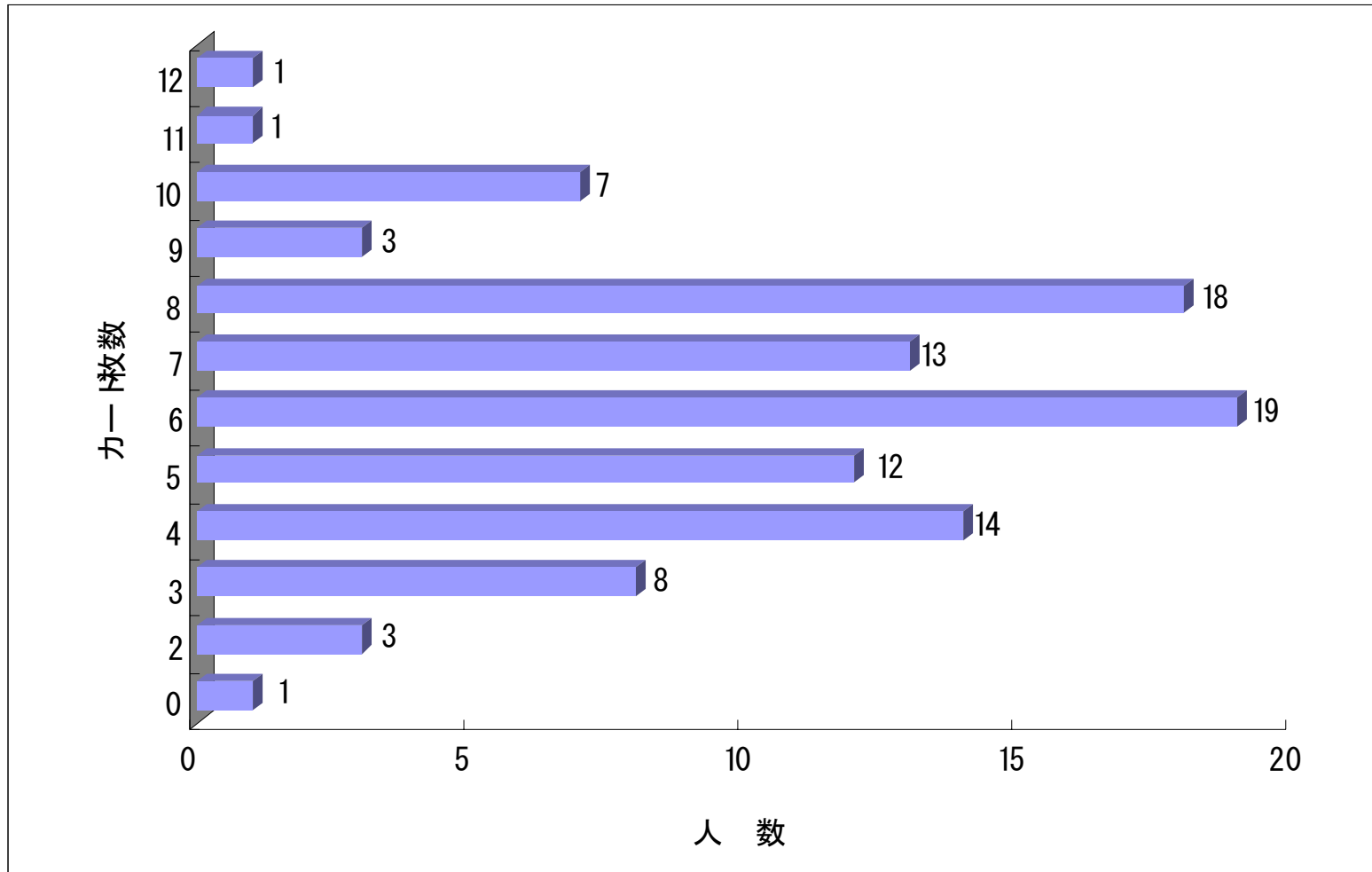
問3-1. このままでは返済できなくなるかも知れないと思ったきっかけは？



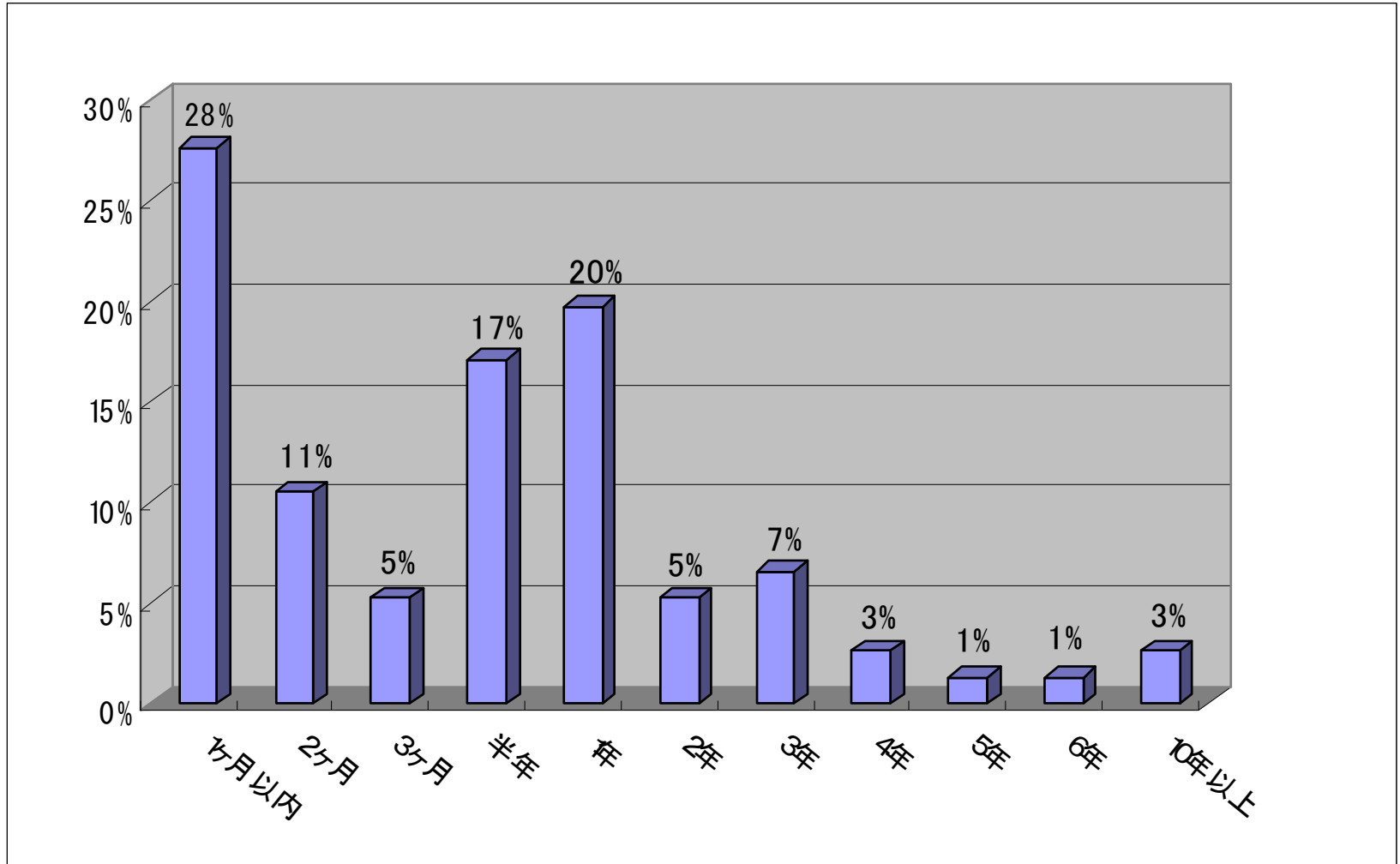
問3-2. このままでは返済できないと思った ときの年齢は？



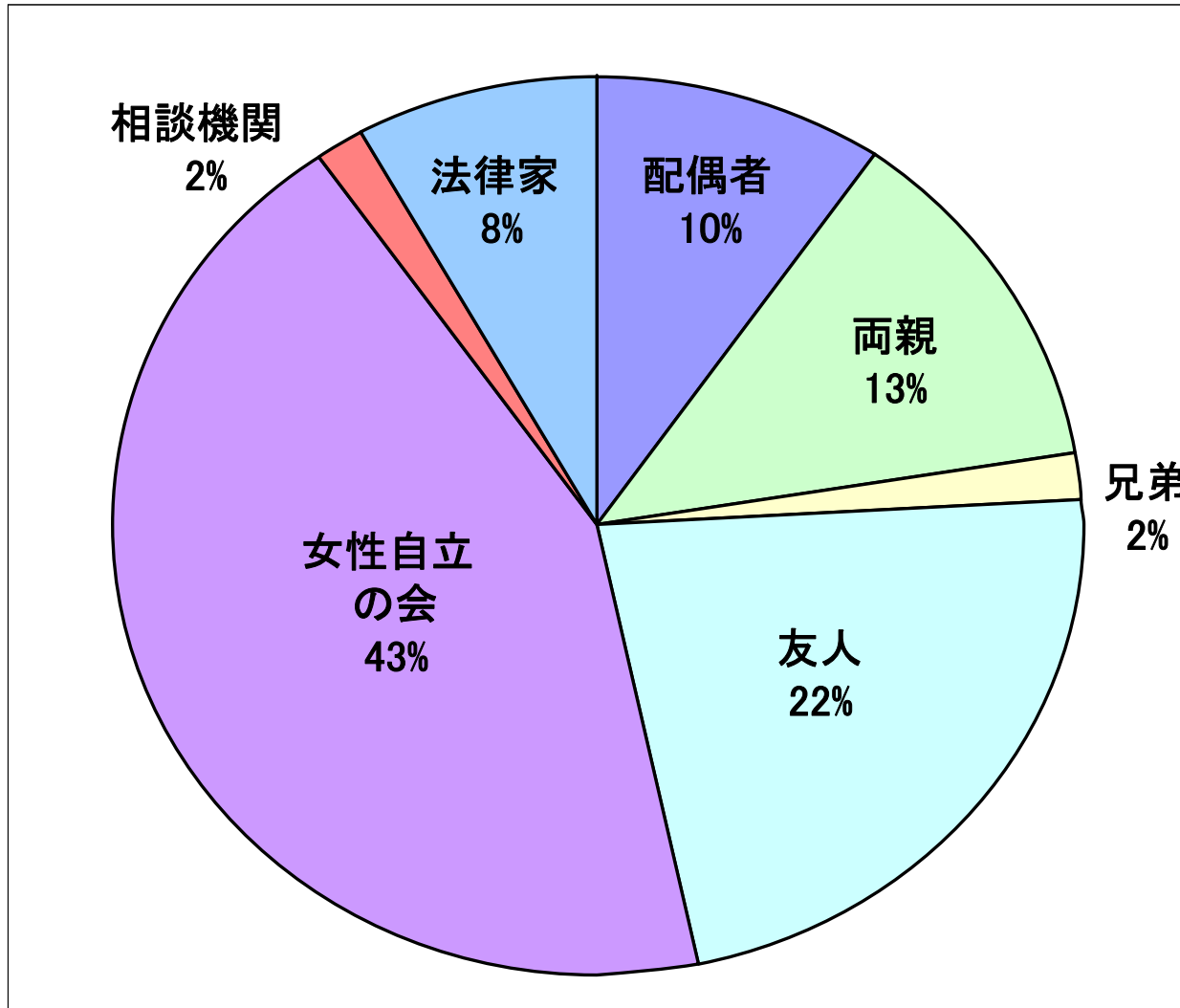
問3-3. このままでは返済できないと思った時に持っていたカードの枚数は？



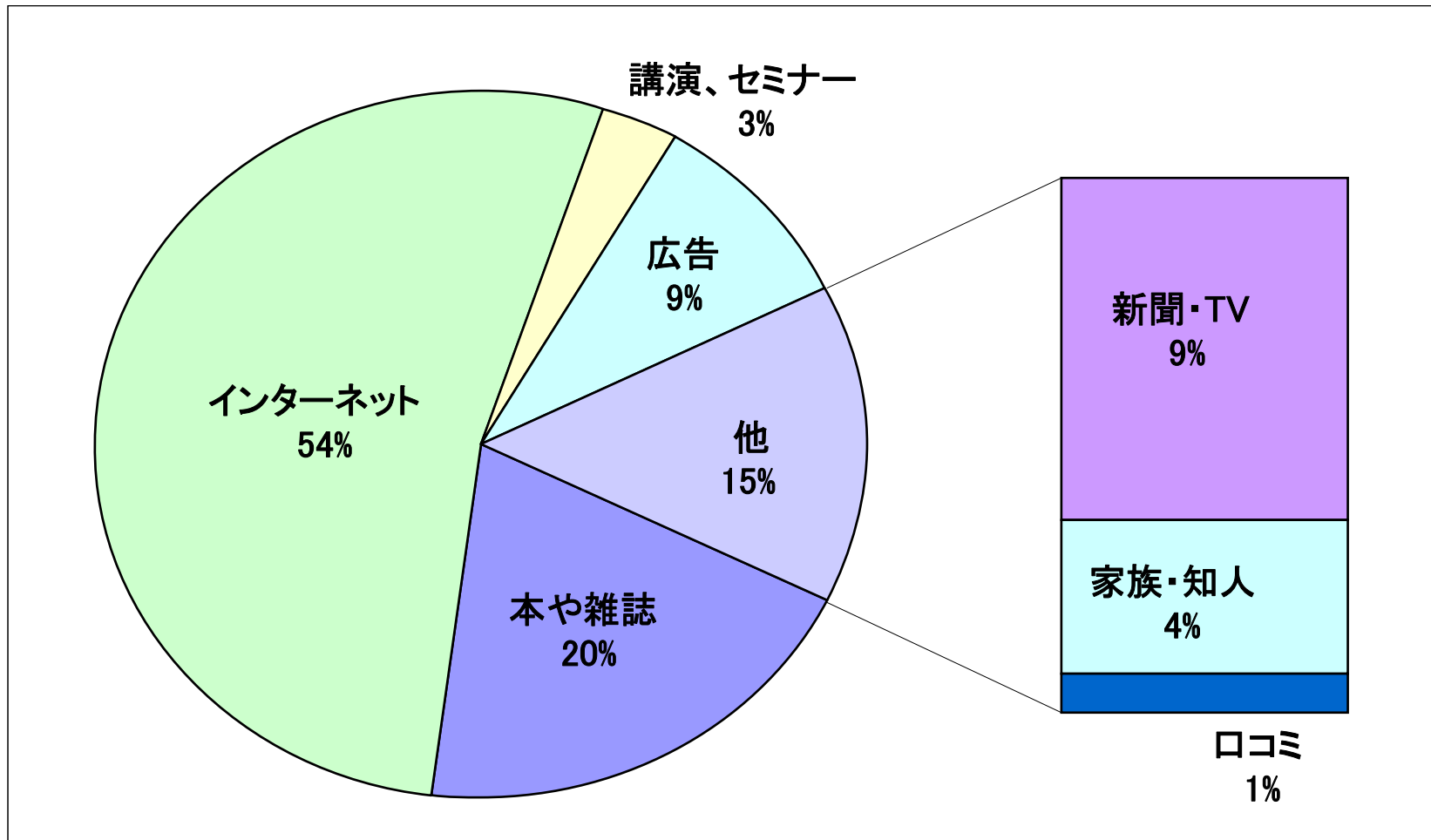
問4-1.相談するまでにどのくらい時間がかかりましたか？



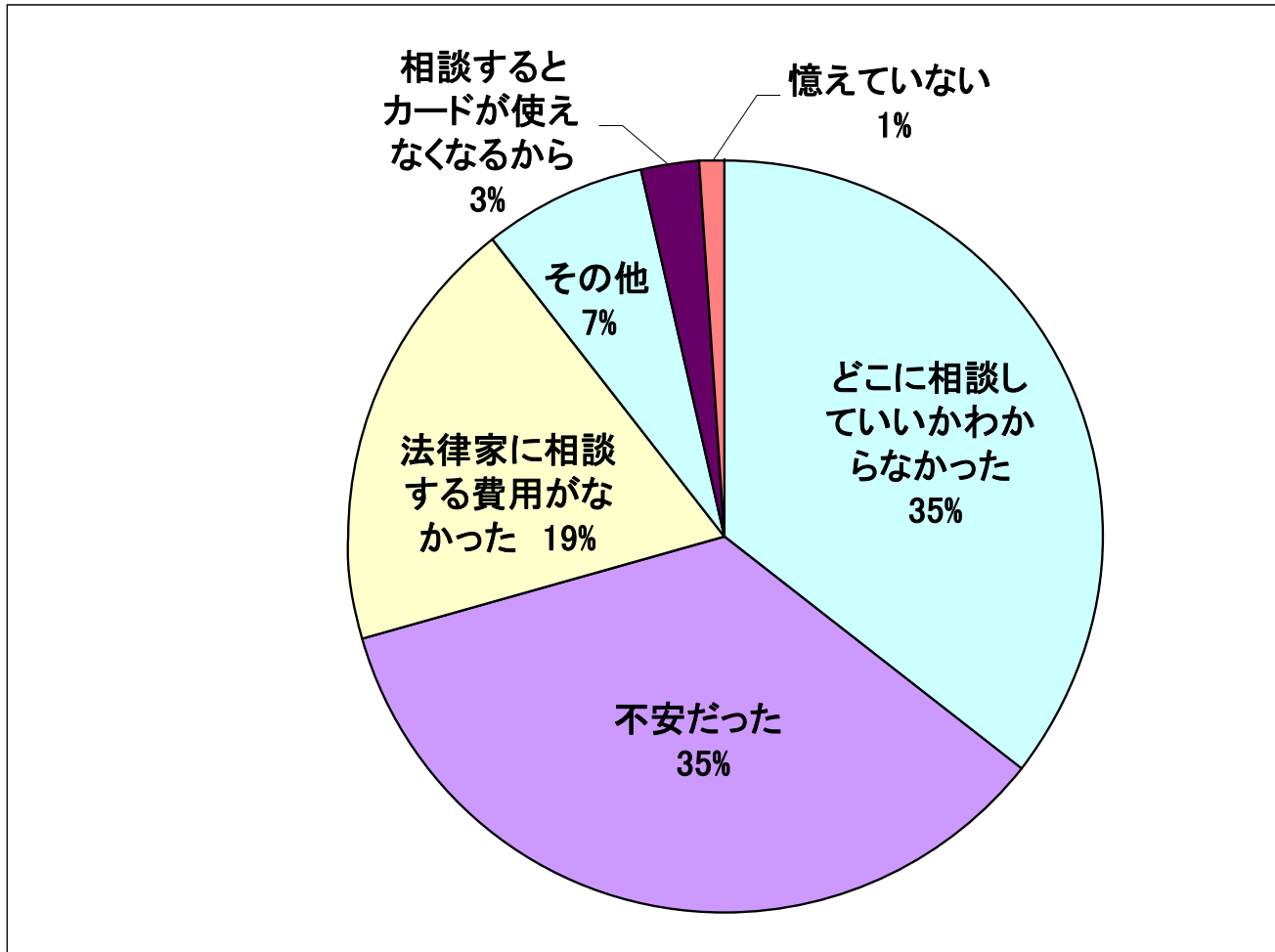
問4-2.すぐに相談した場合、誰に相談しましたか？



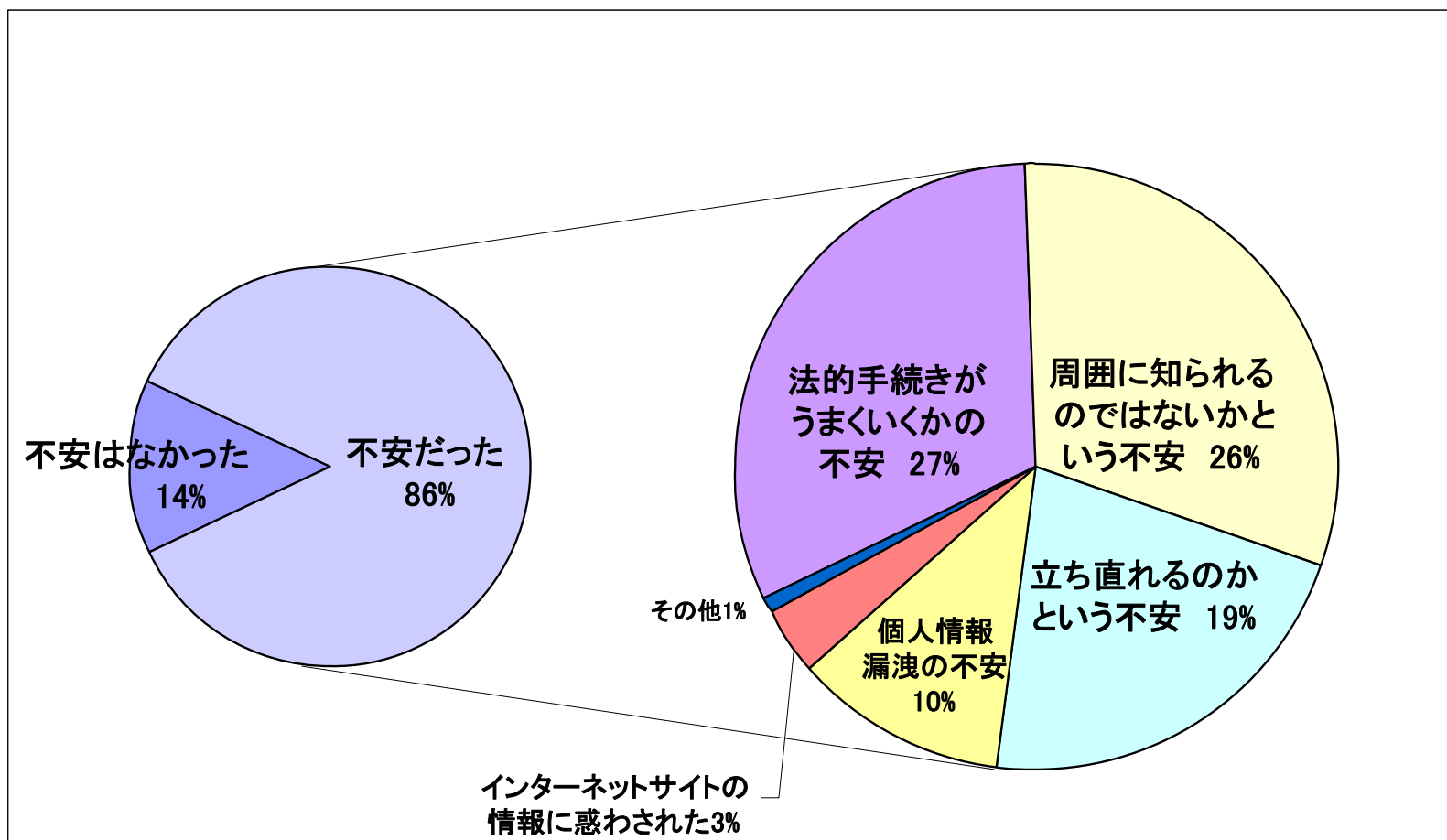
問4-3.相談する前に情報収集をした場合、 何で情報収集しましたか？



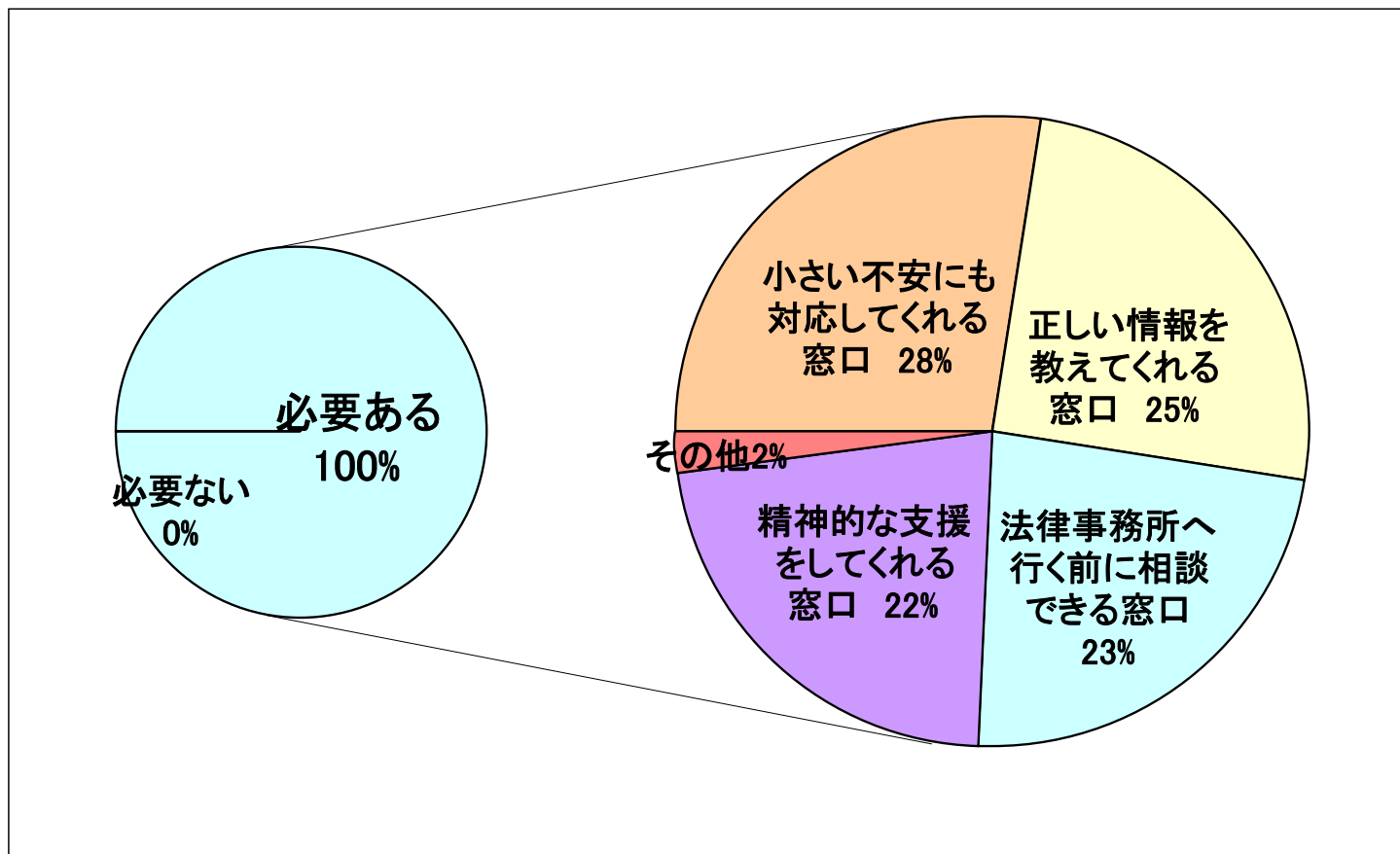
問4-4. 相談するのに時間がかかった理由



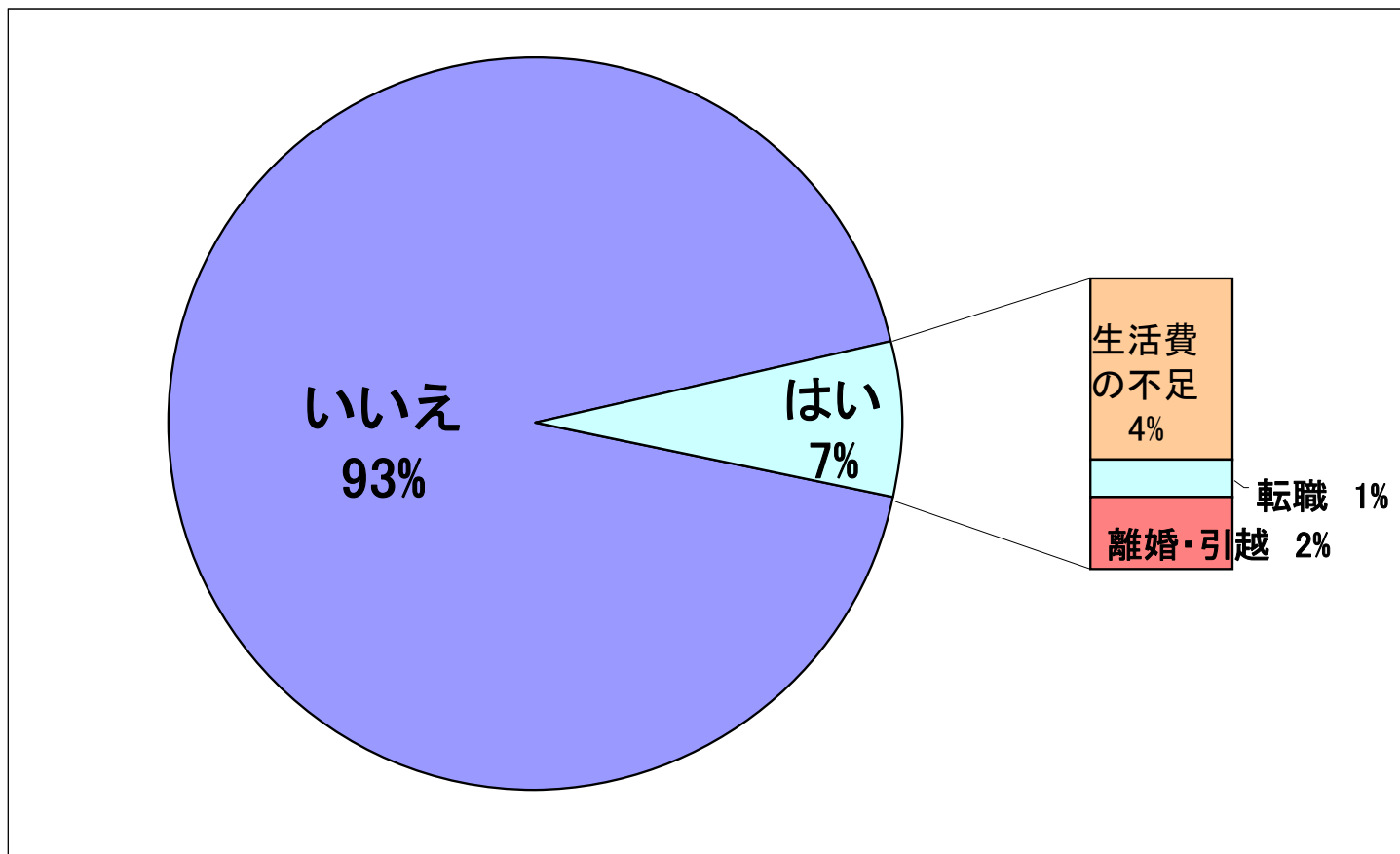
問5.手続き中、手続き後、不安だったことはあるか？



問6.借金問題を解決する上で法的手続き以外に、必要な支援はあるか？



問7. 法的手続き後、再び、身内以外から借金をしたことがあるか？



借入先：親戚3，友人1，ヤミ金1，不明2



まとめ

- 多重債務に陥るきっかけは、誰にでも起こりうる生活の一コマの中にある
- 「法律での解決」だけでは十分ではない
- 求められているのは小さな不安を解消してあげられる「場所」と「人」